

柏原市使用料及び手数料その他受益者負担の改定等に関する基本方針(案)

1 趣旨

柏原市行財政健全化戦略(平成22年3月策定)では「受益者負担の適正な取り組み」として、“受益する市民”と“受益しない市民”との間に生じる税負担の差について、公平公正を確保する観点から、受益者負担の状況を定期的に点検し、見直すとしています。

この基本方針(案)は、受益者負担の定期的な見直しに際し、適正に使用料及び手数料その他受益者負担の改定等が行われるよう、必要な事項を定めるものです。

2 基本的な考え方

現在、本市では柏原市行財政健全化戦略に基づき、施設の管理運営や事務事業の執行などについて、継続的に検討を行い、経費縮減や効率化を図っているところです。

しかし、「受益の有無」がある公共サービスについては、市民間の公平公正を確保する観点から、利用者にその経費の全部又は一部を負担していただくことが「基本的なあり方」であると考えています。

そこで、使用料及び手数料その他受益者負担の見直しを行うにあたり、以下の項目について、統一的な考え方を示し、適正化を図ることとします。

- ① 使用料及び手数料その他受益者負担の算定方法（必要とする経費の精査）
- ② 受益者負担の割合の明確化（公費との負担比）
- ③ 新旧受益者負担額の急激緩和（上限改定率、他市町村均衡、減免規定の考え方）
- ④ 見直しのタイミング（定期・随時・臨時の設定）

ただし、法令等で定めのあるものは、その定めに基づき設定するものとします。

また、統一的な考え方によることが適当でないものは、個別にその根拠を明確にし、合理的な設定を行うこととします。

なお、特別会計や企業会計については、独立採算性や経営健全性の観点から、各会計の事業内容に応じて適切な原価計算のもとに見直すものとします。

3 使用料の見直し

(1) 使用料の法的な位置づけ

使用料は、地方自治法第225条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として使用料を徴収するものです。

地方自治法第244条第1項に「公の施設とは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とあり、収益を目的とする施設とはならないですが、逐条解説に「使用料は、公の施設は収益を目的とするものではないため、必要とす

る経費を賄うに足る事をもって限度とする」と考えるべきと示されており、使用料を徴収する場合は「必要とする経費」を上限とします。

(2) 使用料の算定

ア 必要とする経費

必要とする経費は、経常的な維持管理費や管理にかかる人件費や物件費などの管理運営費用と、建物や機械設備など長期間にわたり使用する資産の減価償却費とします。

なお、施設を建築するための取得費用は、当該施設が除却されても他の用途に使用できるため、原則として用地の取得費は含めないものとします。

また、経費の算出には原則として前年度決算の数値を使用するものとします。

イ 必要な経費の内訳

- ①人件費 施設の維持管理、使用申請の受付、許可書等の交付、使用料の徴収など施設の運営等に従事する職員数に職員平均給与(給料、手当、共済費、災害補償費)を乗じた額
- ②物件費 賃金 [賃金等] 臨時職員に係るもの
需要費 [消耗品費] 維持管理に係るもの
[燃料費] 施設運営に係るもの
[印刷製本費] 施設運営に係るもの
[光熱水費] 施設運営に係るもの
[通信運搬費] 施設運営に係るもの
[修繕料] 建物及び設備等の修繕に係るもの
役務費 [手数料] 施設・備品維持に係るもの
[保険料] 建物に係るもの
委託料 [委託料] 清掃、警備、保守点検などすべて
使用料及び賃借料 機器リース等に係るもの
原材料費 施設維持等に係るもの
備品購入費 施設運営等に係るもの

ウ 算定方法

算定方法は、次の2通りの方法とします。

①貸出単位面積あたり単価から算定する方法

$$\text{使用料} = \frac{\text{必要な経費}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間使用可能時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{受益者負担割合}$$

※1 貸出総面積とは貸出部分と共用部分(トイレ、廊下)の一部(共用部分を、貸出部分と非貸出部分の面積で按分)を合算したもの

②受益者一人あたり単価から算定する方法

$$\text{使用料} = \frac{\text{必要な経費}}{\text{年間受益者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

工 受益者負担割合

受益者負担割合とは、必要な経費を受益者が負担する割合を示したもので、施設の使用されている実態や代替性、競合性などを勘案し、負担割合を次のとおり設定します。

第1分類 受益者負担割合 0%

※法令等で規定されているもの、日常生活において大半の市民が必要とするもので、行政による提供が必要であるもの

第2分類 受益者負担割合 50%

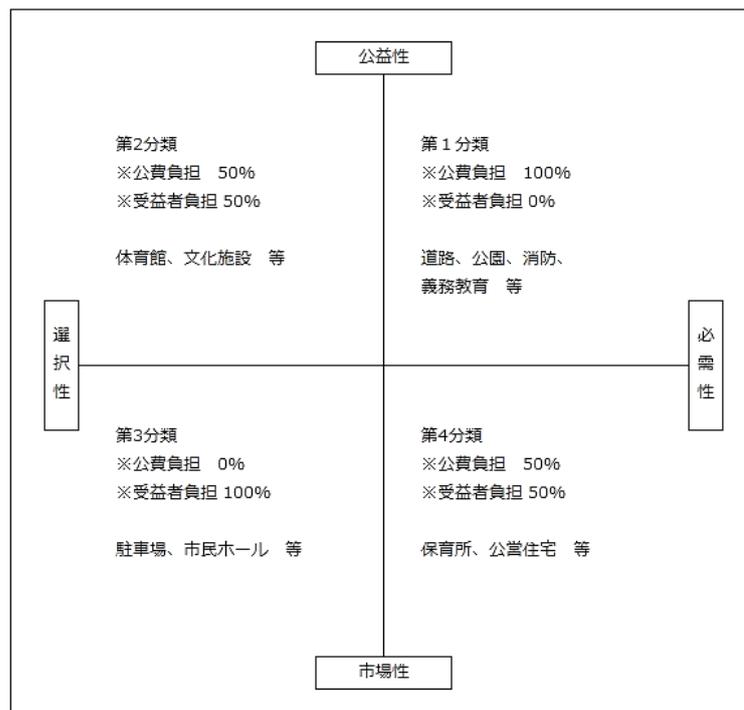
※日常生活をより快適で潤いのあるものとするため、特定の市民が利用するもので、民間ではあまり提供されていないもの

第3分類 受益者負担割合 100%

※日常生活をより快適で潤いのあるものとするため、特定の市民が利用するもので、民間においても提供されているもの

第4分類 受益者負担割合 50%

※民間において提供されているものもあるが、一部の市民にとって必要不可欠であるもの



なお、受益者負担割合の決定には、客観的データをもとに算定し、検証することを原則とします。

(3) 使用料の改定

(2)の方法で算定した使用料が、現行の使用料を上回る場合に改定を行います。なお、改定に関する手続き等については次のとおりとします。

- 1) 行財政健全化戦略に基づく検討委員会等で改定使用料を審議します。
- 2) 急激な負担増を避けるため、現行使用料の1.5倍を改定率の上限とします。
- 3) 次の場合、改定額を調整することができるものとします。
 - ①近隣自治体の施設より高額となり利用率低下の恐れがある場合
 - ②低額となり民業圧迫の恐れがある場合
 - ③政策的に必要とされる場合
 - ④その他、市長が認める場合

(4) その他

指定管理者制度を導入している施設については、地方自治法第244条の2第9号に規定する「利用料」を、この基本方針の趣旨に則り適切に設定するものとします。

4 手数料の見直し

(1) 手数料の法的な位置づけ

手数料は、「地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて手数料を徴収することができる。」とした地方自治法第227条を根拠に、特定の人のために提供した役務に対し、その報償として徴収するものです。

(2) 手数料の算定

ア 算定の基本となる経費

1件あたりを処理する経費とします。

イ 処理経費の内訳

- ①人件費 一般職員の標準人件費の所要時間数経費と業務担当非常勤職員報酬の従事割合経費
- ②業務経費 賃金（手数料事務に要したもの）
 - 需用費（＼）
 - 役務費（＼）
 - 委託料（＼）
 - 賃借料（＼）
 - 負担金（＼）
 - 備品購入費（＼）
 - 旅費（＼）

ウ 算定方法

イで示した項目のうち手数料事務に要した経費の合計とします。

エ 受益者負担割合

受益者負担割合は100%とします。

なお、経費の算出には原則として前年度決算の数値を使用するものとします。

(3) 手数料の改定

(2)の方法で算定した手数料が、現行の手数料を上回る場合に改定を行います。

なお、改定に関する手続き等については次のとおりとします。

- 1) 行財政健全化戦略に基づく検討委員会等で改定手数料を審議します。
- 2) 急激な負担増を避けるため、現行手数料の1.5倍を改定率の上限とします。
- 3) 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及び大阪府内において統一的な額がある場合は、その額とします。
- 4) 特別な算定が必要な場合は、その算定方法により算定します。

5 見直しのサイクルについて

定期的な見直しは3年ごとに行います。消費税率の改定や物価の高騰、その他法令等の改正や制定などにより改正が必要となる場合、随時見直しを行うものとします。

6 今後の「受益者負担の適正な取り組み」について

この基本方針案において、使用料は施設の稼働率を100%(年間使用可能時間を分母にして1時間あたりの経費)で設定しています。

しかし、民間施設において、稼働率100%を前提に料金設定がされているとは考えにくく、今後、公の施設においても平均稼働率が把握できる施設については、実稼働率を考慮した稼働時間を分母とした使用料の算定も検討していく必要があります。

ただし、年間使用可能時間をベースにした稼働率と実稼働率との間に大幅な乖離がある施設や、利用対象者に比して施設利用者が限定されている施設については、適正な受益負担とはならないことから、施設の設置目的、性質などを勘案した上で、施設の整理・統合、廃止など、今後の施設の有り方を検討していくものとします。